

山梨県公報

号外第二十八号

平成二十三年

三月三十一日

木 曜 日

目 次

規則

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………四

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………一三

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………一三

規 則

山梨県規則第十六号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「知事政策局」を「局」に、「産業立地室、課及び室並びに産業立地室の下に置く課」を「課及び室」に改める。

第七条第四項の表中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 産業政策課

海外展開・成長分野推進室

第七条第四項の表中第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条の二を削る。

第九条中、「企画課」の下に、「リニア推進課」を加え、「商工企画課」を「産業政

策課」に改める。

第十条第一項中、「産業立地室の下に置かれる課の長」を削り、同条第二項中「知事政策局長」を「第十二条の二第一項に規定する局長(次条、第十六条の二第二項及び第二十四条第二項において「知事政策局長」という。)」に改める。

第十二条の二の見出しを、「(知事政策局に置かれる局長等)」に改め、同条第一項中「知事政策局長」を「局長」に改め、同条第三項中「知事政策局長」を「第一項に規定する局長(次項において「局長」という。)」に改め、同条第四項中「知事政策局長」を「局長」に改める。

第十二条の三を第十二条の四とし、第十二条の二の次に次の一条を加える。

(リニア交通局に置かれる局長等)

第十二条の三 リニア交通局に局長を置く。

2 リニア交通局に必要な応じ、次長を置く。

3 第一項に規定する局長(次項において「局長」という。)(は、上司の命を受け、リニア交通局内の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、局長を補佐し、並びにリニア交通局内の基本的事項についての企画及び調整の事務を整理する。

5 リニア交通局に必要な応じ、次の各号に掲げる職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりとする。

一 主幹 上司の命を受け、局内の基本的事項についての企画に参画し、及び調整をし、又は特定事項を処理する。

二 副主幹、主査又は副主査 上司の命を受け、特定事務を処理する。

6 第一項、第二項及び前項に規定するもののほか、リニア交通局に必要な応じ、上司の命を受けて特定かつ重要な事項を専門的に担当する職を置く。

7 前項の職の名称は、別に定める。

第十三条の二を削る。

第十四条第一項中、「(産業立地室の下に置かれる課を含む。以下この条において同じ。)」を削る。

第十五条の二第一項中、「産業立地室の下に置かれる課の長」を削る。

第十六条第一項中「山梨県中部横断自動車道用地事務所」を「山梨県中部横断自動車道推進事務所」に改め、同条第三項中「専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例(平成十九年山梨県条例第三十五号)」を「専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理

山梨県立こころの発達総合支援センター設置及び管理条例(平成十九年山梨県条例第三十五号)」に改める。

置及び管理条例(平成二十三年山梨県条例第二号)」に改める。

第十八条第一項中「児童相談所」の下に「、こころの発達総合支援センター」を加え、「中部横断自動車道用地事務所」を、「中部横断自動車道推進事務所」に改める。

別表第一の一の表企画県民部の部リニア交通課の項を削る。

別表第一の一の表企画県民部の部県民生活・男女参画課の項中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号から第十九号までを三号ずつ繰り上げ、同項第二十号中「及び交通安全対策会議」を削り、同号を同項第十八号とし、同項中第二十一号を第十九号とし、第二十二号を第二十号とする。

別表第一の一の表企画県民部の部消費者安全・食育推進課の項中「消費者安全・食育推進課」を「消費生活安全課」に改める。

別表第一の一の表企画県民部の部に次のように加える。

国民文化祭	国民文化祭の開催に関すること。
-------	-----------------

別表第一の一の表企画県民部の部の次に次のように加える。

リニア交通局	リニア推進課	<ul style="list-style-type: none"> 一 国、関係機関等との連絡及び調整に関すること。 二 実験線の建設の促進に関すること。 三 リニア中央新幹線に関すること。 四 実験線の用地の買収、登記及び補償に関すること。 五 実験線の建設に係る設計協議に関すること。 六 実験線の建設に係る関連公共事業の調整に関すること。 七 リニア見学センターに関すること。
	交通政策課	<ul style="list-style-type: none"> 一 交通行政の総合企画及び総合調整に関すること。 二 乗合バスの運行確保対策に関すること。 三 鉄道対策に関すること。 四 交通安全対策の総合企画及び総合調整に関すること。 五 交通安全対策本部に関すること。 六 交通安全対策会議に関すること。

別表第一の一の表総務部の部財政課の項第六号中「所得譲与税、地方道路譲与税及び石油ガス譲与税」を「地方譲与税（県分）」に改める。

別表第一の一の表総務部の部私学文書課の項第二十二号中「、情報公開制度運営委員

会」を削る。

別表第一の一の表総務部の部市町村課の項第八号中「所得譲与税、地方道路譲与税及び自動車重量譲与税」を「地方譲与税（市町村分）」に改める。

別表第一の一の表福祉保健部の部児童家庭課の項第九号中「甲陽学園」の下に「、こころの発達総合支援センター」を加える。

別表第一の一の表商工労働部の部中「商工労働部」を「産業労働部」に改め、同部商工企画課の項中「商工企画課」を「産業政策課」に改め、同項第三号中「総合的な産業振興」を「産業振興施策に係る総合調整」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「中小企業調停審議会」の下に「及び地場産業振興審議会」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号中「及び工業技術センター」を削り、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 産業に係る知的財産に関すること。

別表第一の一の表産業労働部の部産業政策課の項に次の一号を加える。

十一 産業展示交流館に関すること。

別表第一の一の表産業労働部の部商業振興金融課の項第八号中「経営に係る診断、指導及び相談」を「設備導入」に改め、同項第九号中「中小企業の経営研修及び実態調査」を「卸売業及びサービス業の振興」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 物流対策に関すること。

別表第一の一の表産業労働部の部産業支援課の項中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号から第十一号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十二号中「宝石美術専門学校」を「工業技術センター及び宝石美術専門学校」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十三号及び第十四号を削る。

別表第一の一の表産業労働部の部産業支援課の項に次のように加える。

産業集積推進課	<ul style="list-style-type: none"> 一 企業等の立地に関すること。 二 工場立地の適正化に関すること。 三 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関すること。
---------	--

別表第一の一の表産業労働部の部産業人材課の項に次の一号を加える。

十一 中小企業人材開発センターに関すること。

別表第一の一の表観光部の部観光企画・ブランド推進課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 県産品の販路の開拓に関する事。

別表第一の一の表観光部の部観光企画・ブランド推進課の項に次の一号を加える。

九 富士の国やまなし館に関する事。

別表第一の一の表観光部の部観光振興課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を削る。

別表第一の一の表観光部の部観光資源課の項に次の一号を加える。

六 富士北麓駐車場に関する事。

別表第一の一の表県土整備部の部県土整備総務課の項第六号中「中部横断自動車道用地事務所」を「中部横断自動車道推進事務所」に改める。

別表第一の三の表を削る。

別表第一の四の表対外調整室の項及び国民文化祭準備室の項を削り、同表監査指導室の項の次に次のように加え、同表を別表第一の三の表とする。

海外展開・成長分野推進	一 中小企業の海外における事業の展開の支援に関する事。 二 中小企業の成長分野への参入の支援に関する事。 三 燃料電池に関連する産業の育成に関する事。
-------------	---

別表第三中北地域県民センターの項、峡東地域県民センターの項、峡南地域県民センターの項及び富士・東部地域県民センターの項中「県民課」を「総務県民課」に改め、同表甲陽学園の項の次に次のように加える。

こころの発達総合支援センター	甲府市
----------------	-----

別表第三峡南建設事務所の項中「身延管理課」を「身延道路課」に改め、同表中部横断自動車道用地事務所の項中「中部横断自動車道用地事務所」を「中部横断自動車道推進事務所」に、「総務用地課」を「総務用地課」に改める。

別表第五地域県民センターの項に次の二号を加える。

二十 国民文化祭に係る市町村事業の支援に関する事。

二十一 所管区域内の国民文化祭に係る事業の推進に関する事。

別表第五総合理工学研究機構の項第四号を次のように改める。

四 重点的に取り組む研究の選定及びその評価に関する事。

別表第五児童相談所の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同表甲陽学園の項の

次に次のように加える。

こころの発達総合支援センター	一 児童虐待を受けた児童、発達障害者等の診療に関する事。 二 児童虐待を受けた児童、発達障害者等又はこれらの家族の支援に関する事。 三 児童虐待を受けた児童、発達障害者等の福祉に関する知識の普及及び調査研究に関する事。
----------------	---

別表第五障害者相談所の項第八号を削り、同表中部横断自動車道用地事務所の項を次のように改める。

中部横断自動車道推進事務所	一 中部横断自動車道の事業用地に関する事。 二 中部横断自動車道に関連する工事の設計、施工及び監督に関する事。
---------------	--

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の一の表観光部の部観光資源課の項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によつてなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によつてなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、それぞれ同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

企画県民部リニア交通課	リニア交通局リニア推進課
消費者安全・食育推進課	消費生活安全課
商工労働部	産業労働部
商工企画課	産業政策課

産業立地推進課	産業集積推進課
中部横断自動車道用地事務所	中部横断自動車道推進事務所

(山梨県庁用自動車管理規則の一部改正)

4 山梨県庁用自動車管理規則(昭和四十四年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中、「同規則第七条の二第一項に規定する課、同規則第七条の三第一項に規定する課」を削る。

(山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則の一部改正)

5 山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則(昭和四十六年山梨県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「第七条の二第一項」を削る。

6 山梨県貸金業法施行細則(昭和五十八年山梨県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「商工労働部商業振興金融課」を「産業労働部商業振興金融課」に改める。

(山梨県職員に対する平成二十二年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規則の一部改正)

7 山梨県職員に対する平成二十二年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規則(平成二十二年山梨県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「第七条の二第一項」を削る。

山梨県規則第十七号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「規定する知事政策局長」を「規定する局長」に改め、「知事政策局長」といふ。の下に、「組織規則第十二条の三第一項に規定する局長」を加え、同条

第二号中「第十二条の二第二項に規定する次長」の下に、「組織規則第十二条の三第二項に規定する次長」を加え、同条第三号中「同条第七項」を「同条第二項及び第八項」に改め、同条第四号中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第八号中「組織規則第十三条の二第一項に規定する産業立地室長(以下「産業立地室長」といふ。以下「次長、組織規則第十三条の二第二項に規定する産業立地室の次長(以下「産業立地室次長」といふ。))」を「次長」に改める。

第四条中、「部長及び産業立地室長」を「及び部長」に改める。

第五条第二項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「産業立地室長」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第六条第三項中「第十二条の三第二項」を「第十二条の四第二項」に改め、同条第四項を削る。

第七条第六項及び第七項を削る。

第七条の二第二項を削る。

第十条第三項中「又は」を「及び」に改める。

別表第一の二の項1中、「産業立地室長、次長及び産業立地室次長」を「及び次長」に改め、同項2中「課長」の下に、「組織規則第十二条の三第五項に規定する主幹、副主幹、主査及び副主査(以下「リニア交通局主幹等」といふ。))に係るもの」を加え、同項3中「組織規則第七条の二第一項の課」を削り、同表三の項1中「産業立地室長、次長及び産業立地室次長」を「及び次長」に改め、同項2中「課長」の下に、「リニア交通局主幹等」を加え、同表四の項1中「産業立地室長、次長、産業立地室次長」を「次長」に改め、「課長」の下に、「リニア交通局主幹等」を加え、同表五の項1中「産業立地室長、次長及び産業立地室次長」を「及び次長」に改め、同項2中「課長」の下に、「リニア交通局主幹等」を加え、同表八の項1中「産業立地室長、次長、産業立地室次長」を「次長」に改め、「課長」の下に、「リニア交通局主幹等」を加える。

別表第二の一の表リニア交通課の項を削る。

別表第二の一の表消費者安全・食育推進課の項中「消費者安全・食育推進課」を「消費生活安全課」に改め、同項第十号を次のように改める。

十 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地	1 第九条第一項の規定による勧告(二以上の農務事務所に係るものに限る。)		
2 第九条第一項の規定による勧告(1)			農務事務

情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関する事務	掲げるものを除く。）	3 第九条第二項の規定による命令			所長
		4 第十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（二以上の農務事務所に係るものに限る。）			
		5 第十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（4に掲げるものを除く。）			農務事務所長

別表第二の一の表消費生活安全課の項に次の一号を加える。

十一 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）の施行に関する事務	第二十二條第一項の規定による報告の徴収及び立入調査				
----------------------------------	---------------------------	--	--	--	--

別表第二の八の表建築住宅課の項第一号12中「、第十三号及び第二十一号」を「及び第二十四号」に改め、同表を別表第二の九の表とする。

別表第二の七の表畜産課の項中第二十九号を第三十一号とし、第二十八号を第三十号とし、第二十七号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 山梨県家畜伝染病予防法施行条例（平成十二年山梨県条例第二十一号）の施行に関	第四条第五項の規定による手数料の減免				家畜保健衛生所長
---	--------------------	--	--	--	----------

する事務					
------	--	--	--	--	--

別表第二の七の表畜産課の項中第二十六号を第二十七号とし、第十二号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十二号1中「移入の制限」を「家畜等の指定」に改め、同号3中「移出の制限」を「家畜等の指定」に改め、同号3を同号4とし、同号2中「移動の制限」を「家畜等の指定及び移動を制限する区域の指定」に改め、同号2を同号3とし、同号1の次に次のように加える。

2 第三条第一項の規定による移入の許可					
---------------------	--	--	--	--	--

別表第二の七の表畜産課の項第十二号に次のように加え、同号を同項第十三号とする。

5 第五条第一項の規定による移出の許可					
6 第六条第一項の規定による家畜集合施設の開催等を制限する区域の指定					
7 第七条第一項の規定による家畜の指定及び放牧等を制限する区域の指定					
8 第九条第一項の規定による変更の許可					
9 第十一条第二項の規定による指定の解除					

別表第二の七の表畜産課の項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加え、同表を別表第二の八の表とする。

六 山梨県家畜保健衛生所手数料条例（昭和二十五年山梨県条例第二十号）の施	第三条の規定による手数料の減免				家畜保健衛生所長
--------------------------------------	-----------------	--	--	--	----------

行に関する
事務

別表第二の六の表観光資源課の項に次の二号を加え、同表を別表第二の七の表とする。

四 山梨県立 富士北麓駐 車場設置及 び管理条例 (平成二十 三年山梨県 条例第三号) の施行に関 する事務	1 第四条第二項の規定による休業日の変更					
	2 第五条第一項の規定による自動車の駐車許可					
	3 第七条第一項の規定による行為の許可及び変更の許可					
	4 第八条第一項の利用の拒否					
	5 第八条第二項の規定による許可の取消し及び行為の中止命令等					
	6 第九条ただし書の規定による駐車料金等の還付					
	7 第十条の規定による駐車料金等の免除					
五 山梨県立 富士北麓駐 車場設置及 び管理条例 施行規則平 成二十三年 山梨県規則 第五号)の 施行に関す る事務	更 第二条第二項の規定による利用時間の変更					

別表第二の五の表中「商工労働部」を「産業労働部」に改め、同表商工企画課の項中「商工企画課」を「産業政策課」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 山梨県立 産業展示交 流館設置及 び管理条例 (平成六年 山梨県条例 第十七号) の施行に関 する事務	1 第六条の規定による休館日の変更の承認			
	2 第七条第二項の規定による利用時間の変更の承認			
	3 第十条第二項の規定による利用料金の額の承認			
四 小規模企 業者等設備 導入資金助 成法施行規 則(昭和四 十一年通商 産業省令第 七十四号) の施行に関 する事務	1 第一条の規定によるやまなし産業支援機構の事業計画書及び収支予算書の承認			
	2 第二条の規定によるやまなし産業支援機構の業務方法書の変更の承認			

別表第二の五の表商業振興金融課の項第六号を同項第八号とし、同項第五号12中「第二十四条の六の十一第二項」を「第二十四条の六の十二第二項」に改め、同号13中「第二十四条の六の十一第三項」を「第二十四条の六の十二第三項」に改め、同号14中「第二十四条の六の十一第四項」を「第二十四条の六の十二第四項」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

別表第二の五の表商業振興金融課の項第一号の次に次の一号を加える。

--	--	--	--	--

二 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の施行に関する事務	第二条第一項第二号の規定によるやまなし産業支援機構の設備資金貸付け及び設備貸与の対象者に係る同意

別表第二の五の表商業振興金融課の項に次の一号を加える。

九 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務	1 第四条第一項の規定による総合効率化計画の認定 2 第四条第五項の規定による主務大臣への意見の申述 3 第五条第一項の規定による総合効率化計画の変更の認定 4 第五条第二項の規定による認定総合効率化計画の認定の取消し 5 第七条第一項の規定による特定流通業務施設の計画の確認 6 第二十一条の規定による認定総合効率化事業の実施状況についての報告の徴収

別表第二の五の表産業支援課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 山梨県工業	第二条第一項の規定による使用料等の減	工業技術
---------	--------------------	------

業技術セン— 免 ター諸収入 条例（昭和六十一年山梨県条例第三号）の施行に関する事務	センター 所長

別表第二の五の表産業支援課の項中第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、第十一号を削り、同項の次に次のように加える。

産業集積推進課 一 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）の施行に関する事務	1 第九条第一項及び第二項の規定による届出事項についての勧告 2 第十一条第二項の規定による実施制限期間の短縮の認定	二 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の施行に	1 第十四条第三項の規定による企業立地計画の承認 2 第十五条第一項の規定による企業立地計画の変更の承認 3 第十五条第二項の規定による企業立地計画の承認の取消し 4 第十六条第三項の規定による事業高度化計画の承認 5 第十七条第一項の規定による事業

務	関する事	高度化計画の変更の承認			
	6 第十七条第二項の規定による事業 高度化計画の承認の取消し				

別表第二の五の表産業人材課の項に次の一号を加える。

七 山梨県立 中小企業人 材開発セン ター設置及 び管理条例 (平成二十 二年山梨県 条例第二十 三号)の施 行に関する 事務	1 第六条第二項の規定による休館日の変更の承認			
	2 第七条第二項の規定による利用時間の変更の承認			
	3 第十条第二項の規定による利用料金の額の承認			

別表第二の五の表産業立地推進課の項を削る。

別表第二の五の表注を次のように改め、同表を別表第二の六の表とする。

注 所長名は、備考欄に記載する。

別表第二の四の表環境創造課の項第三号1中「第六条第二項」の下に「(第二十九条

第二項において準用する場合を含む。)」を加え、

を

に改め、同号2中「第六条第三項」の下に「(第二十九条

第二項において準用する場合を含む。)」を加え、

を

に改め、同号中16を25とし、13から15までを22から24まで

とし、同号12中「第四十四条第二項」の下に「及び第四十六条」を加え、同号12を同号18とし、同号18の次に次のように加える。

19 第四十二条第二項(第四十四条第二項及び第四十六条において準用する場合を含む。)の規定による市町村長の意見の聴取			
20 第四十七条第二項の規定による審議会の意見の聴取			
21 第四十七条第三項の規定による審議会の意見の聴取			

別表第二の四の表環境創造課の項第三号中11を15とし、15の次に次のように加える。

16 第三十五条第二項の規定による書類の縦覧及び公聴会の開催			
17 第三十五条第三項の規定による書類の縦覧及び公聴会の開催			

別表第二の四の表環境創造課の項第三号10中「第三十二条第四項」の下に「(第三十五条第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同号中10を14とし、7から9までを11から13までとし、6を9とし、9の次に次のように加える。

10 第二十一条の規定による準備書についての見解書の縦覧			
------------------------------	--	--	--

別表第二の四の表環境創造課の項第三号中5を8とし、4を6とし、6の次に次のように加える。

7 第十三条第二項(第二十三条第二項及び第二十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による市町村長の意見の聴取			
---	--	--	--

別表第二の四の表環境創造課の項第三号中3を5とし、2の次に次のように加える。

3	第十条第二項（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業者の見解の聴取			
4	第十一条の規定による方法書についての意見概要書の縦覧			

別表第二の四の表環境創造課の項に次の二号を加える。

5	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の施行に関する事務	1	第九条第一項の規定による第一種フロン類回収業者の登録				
		2	第十二条第一項の規定による第一種フロン類回収業者の登録の更新				
		3	第十四条の規定による第一種フロン類回収業者登録簿の閲覧				
		4	第十六条の規定による第一種フロン類回収業者の登録の抹消				
		5	第十七条第一項の規定による第一種フロン類回収業者の登録の取消し及び業務の停止命令				
		6	第二十三条の規定による指導及び助言				
		7	第二十四条第一項の規定による勧告				
		8	第二十四条第二項の規定による勧告				
		9	第二十四条第三項の規定による勧告				

10 第二十四条第四項の規定による勧告

11 第二十四条第五項の規定による措置命令

12 第四十三条の規定による報告の徴収

13 第四十四条第一項の規定による立入検査

六	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成十三年経済産業省・環境省令第十三号）の施行に関する事務	七	第七条の規定による認定				
---	---	---	-------------	--	--	--	--

別表第二の四の表大気水質保全課の項第二号5中「第十七条の七」を「第十七条の八」に改め、同号6中「第十七条の十」を「第十七条の十一」に改め、同号7中「第十七条の十二第一項」を「第十七条の十三第一項」に改め、同項第四号4中「第十四条の第二第三項」を「第十四条の第二第四項」に改め、同号6中「第十四条の七第一項」を「第十四条の八第一項」に改め、同号7中「第十四条の七第二項」を「第十四条の八第二項」に改め、同号8中「第十四条の七第四項」を「第十四条の八第四項」に改め、同号9中「第十四条の七第五項」を「第十四条の八第五項」に改め、同号10中「第十四条の八第五項」を「第十四条の九第五項」に改める。

別表第二の四の表環境整備課の項第一号中76を85とし、70から75までを79から84まで

とし、69を77とし、77の次に次のように加える。

78	第十九条の八第六項の規定による特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の取戻し			
----	---	--	--	--

別表第二の四の表環境整備課の項第一号中68を76とし、65から67までを73から75までとし、同号64中「63」を「71」に改め、同号中64を72とし、63を71とし、同号62中「61」を「69」に改め、同号中62を70とし、52から61までを60から69までとし、51を56とし、56の次に次のように加える。

57	第十五条の三の三第一項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定			
58	第十五条の三の三第二項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の更新			
59	第十五条の三の三第五項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の取消し			

別表第二の四の表環境整備課の項第一号50中「第十五条の二の六」を「第十五条の二の七」に改め、同号50を同号55とし、同号49中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、同号49を同号54とし、同号48中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改め、同号48を同号52とし、同号52の次に次のように加える。

53	第十五条の二の二第二項の規定による産業廃棄物処理施設の定期検査			
----	---------------------------------	--	--	--

別表第二の四の表環境整備課の項第一号47中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改め、同号47を同号51とし、同号46中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改め、同号46を同号50とし、同号45中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改め、同号45を同号49とし、同号44中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改め、同号44を48とし、20から43までを24から47までとし、同号19中「第十二条の二第十項」を「第十二条の二

第十二項」に改め、同号19を同号23とし、同号18中「第十二条第九項」を「第十二条第十一項」に改め、同号中18を22とし、17を21とし、16を20とし、同号15中「第九条の三第九項」を「第九条の三第十項」に改め、同号15を同号19とし、同号14中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同号14を同号18とし、同号中13を14とし、14の次に次のように加える。

15	第九条の二の四第一項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定			
16	第九条の二の四第二項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の更新			
17	第九条の二の四第五項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の取消し			

別表第二の四の表環境整備課の項第一号中12を13とし、11を12とし、10を11とし、同号9中「第十五条の二の三」を「第十五条の二の四」に改め、同号9を同号10とし、同号8の次に次のように加える。

9	第八条の二の二第二項の規定による一般廃棄物処理施設の定期検査			
---	--------------------------------	--	--	--

別表第二の四の表林業振興課の項に次の一号を加え、同表を別表第二の五の表とする。

六 山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則平成十五年山梨県規則第八十四号）の施行に関する事務		1	第五条第一項の規定による借受資格の認定		
		2	第十条第二項の規定による期限前償還の請求		
		3	第十二条第一項の規定による支払猶予の承認		
		4	第十四条の規定による報告の徴収及び		

検査

別表第二の三の表児童家庭課の項に次の二号を加える。

十一 山梨県 立ちこころの 発達総合支 援センター 設置及び管 理条例（平 成二十三年 山梨県条例 第二号）の 施行に關す る事務	1 第五条第二項の規定による休館日の変更 2 第七条の規定による手数料の減免	1 第一号ただし書の規定による診療の業務を行う時間の変更 2 第三号ただし書の規定による相談の業務を行う時間の変更	こころの 発達総合 支援セン ター所長
十二 山梨県 立ちこころの 発達総合支 援センター 設置及び管 理条例施行 規則（平成 二十三年山 梨県規則第 四号）の施 行に關する 事務	1 第一号ただし書の規定による診療の業務を行う時間の変更 2 第三号ただし書の規定による相談の業務を行う時間の変更	こころの 発達総合 支援セン ター所長	こころの 発達総合 支援セン ター所長

別表第二の三の表医務課の項第一号2中「並びに禁止及び構造設備の改善命令」を「及び禁止並びにその構造設備の改善その他衛生上必要な措置命令」に改め、同号3中「医業類似行為者に対する業務の停止及び禁止の命令」を「業務の停止及び禁止」に改め、同項第三号1中「地域支援病院」を「地域医療支援病院」に改め、同号中61を68とし、58から60までを65から67までとし、同号57中「業務停止命令」を「収益業務の停止

命令」に改め、同号中57を64とし、54から56までを61から63までとし、53を59とし、59の次に次のように加える。

60 第六十三条第一項の規定による報告の要求及び立入検査			
------------------------------	--	--	--

別表第二の三の表医務課の項第三号52中「第五十五条第四項」を「第五十五条第七項（第五十七条第五項において準用する場合を含む。）」に改め、同号52を同号58とし、同号51中「第五十五条第三項」を「第五十五条第六項」に改め、同号中51を57とし、36から50までを42から56までとし、同号35中「地域支援病院」を「地域医療支援病院」に改め、同号35を同号41とし、同号34中「又は」を「及び」に改め、同号中34を40とし、31から33までを37から39までとし、同号30中「又は」を「及び」に改め、同号中30を36とし、29を35とし、同号28中「又は」を「及び」に改め、同号中28を34とし、24から27までを30から33までとし、同号23中「使用制限命令」を「使用の制限及び禁止並びに修繕及び改築の命令」に改め、同号23を同号27とし、同号27の次に次のように加える。

28 第二十五条第一項の規定による病院の開設者等に対する報告の命令及び病院への立入検査			
29 第二十五条第一項の規定による診療所及び助産所の開設者等に対する報告の命令並びに診療所及び助産所への立入検査			保健所長

別表第二の三の表医務課の項第三号22中「使用制限命令」を「使用の制限及び禁止並びに修繕及び改築の命令」に改め、同号中22を26とし、16から21までを20から25までとし、同号15中「又は」を「及び」に改め、同号中15を19とし、11から14までを15から18までとし、同号10中「設置の許可」を「設置」に改め、同号中10を14とし、9を13とし、同号8中「又は」を「及び」に改め、同号中8を12とし、7を11とし、同号6中「による」の下に「診療所及び助産所に関する」を加え、同号6を同号10とし、同号5中「による」の下に「診療所及び助産所に対する」を加え、同号5を同号8とし、同号8の次に次のように加える。

9 第六条の八第二項の規定による病院に関する広告の中止及び内容の是正の命令			
---------------------------------------	--	--	--

別表第二の三の表医務課の項第三号4中「による」の下に「診療所及び助産所の開設者に対する」を加え、同号4を同号6とし、同号6の次に次のように加える。

7 第六条の八第一項の規定による病院に対する報告の命令及び立入検査			
-----------------------------------	--	--	--

別表第二の三の表医務課の項第三号3中「による」の下に「診療所及び助産所に関する」を加え、同号3を同号4とし、同号4の次に次のように加える。

5 第六条の三第六項の規定による病院の開設者に対する報告及び報告の内容の是正の命令			
---	--	--	--

別表第二の三の表医務課の項第二号2の次に次のように加える。

3 第六条の三第四項の規定による病院に関する必要な情報の提供の要求			
-----------------------------------	--	--	--

別表第二の三の表医務課の項第七号4中「登録抹消」を「登録取消し」に改め、同号中4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 第二十条の五の規定による報告の命令及び立入検査			
---------------------------	--	--	--

別表第二の三の表医務課の項第八号2中「並びに禁止及び構造設備の改善命令」を「及び禁止並びにその構造設備の改善及び衛生上の措置の命令」に改め、同号2を同号3とし、同号1の次に次のように加え、同表を別表第二の四の表とする。

2 第二十一条第一項の規定による報告の要求及び立入検査			保健所長
-----------------------------	--	--	------

別表第二の二の表私学文書課の項第七号1中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同号2中「第三十六条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同項第十一号中16を18とし、1から15までを3から17までとし、同号に1及び2として次のように加え、同表を別表第二の三の表とする。

1 第四十四条の規定による公益社団法人又は公益財団法人への移行の認定			
2 第四十五条の規定による一般社団法人又は一般財団法人への移行の認可			

別表第二の一の表の次に次の一表を加える。
二 リニア交通局

組織名	事務の種類	事項	専決区分	備考
山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例(平成九年山梨県条例第三号)の施行に関する事務	1 第六条第二項の規定による休館日の変更の承認 2 第七条の規定による開館時間の変更の承認	部長 課長 所長	本庁 出先機関	

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表第二の一の表消費生活安全課の項第十号の改正規定及び別表第二の七の表観光資源課の項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

山梨県規則第十八号

県職員の仕事の設置に關する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

県職員の仕事の設置に關する規則の一部を改正する規則 (昭和三十一年山梨県規則第四十八号) の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「知事政策局長、知事補佐官」を「局長」に改め、「産業立地室長」及び「政務理事」を削り、「政策企画監、学術調査指導監、税務徴収企画監」を「政策企画監、首都圏広報推進監、世界遺産推進監、税務徴収企画監、防災対策専門監、運航管理監」に改め、「施設防災対策監」を削り、「食品・衛生指導監、学術調査指導監、税務徴収企画監」を「食品・衛生指導監」に改め、「爾流通指導監」、「防災監」、「土砂災害対策監」及び「職業能力開発監」を削り、「守衛長、主任守衛、守衛」を「守衛長、主任守衛」に、「主任文書事務員及び文書事務員」を「及び主任文書事務員」に改め、同表出先機関に置かれる職の欄中「局長、副局長、」及び「副部長」を削り、「地域防災幹」の下に「広報官」を加え、「普及指導幹、職業訓練指導幹」、「食品監視指導幹」、「産業振興幹」、「食肉検査指導幹」、「技監」、「総長」、「専門部長」、「主任専門研究員、専門研究員」、「室長」、「教養主幹」、「査察指導員、学習指導主事、司書」、「主任守衛、守衛」及び「文書事務員」を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県規則第十九号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則 (昭和四十一年山梨県規則第二号) の一部を次のように改正する。

附 則

本則第二号中「本庁の」の下に「企業理事」を加える。

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番